

共有に属する株式についての権利行使と民法二五二条本文

金子 敬 明

最高裁判平成二七年二月一九日第一小法廷判決（平成二五年
（受）第六五〇号、株主総会決議取消請求事件） 民集六九巻
一号二五頁

【事 実】

Y社（被告・被控訴人・上告人）は、青果物の販売を業とする、資本金三〇〇万円、発行済株式三〇〇〇株の特例有限会社である。この三〇〇〇株のうち、二〇〇〇株はAが、一〇〇〇株はAの妻であるCが、各保有していたところ、Aは平成一九年九月二〇日に死亡し、いずれもAの妹であるX（原告・控訴人・被上告人）及びBの二名が相続人となった。遺産分割未了のため、A保有だった二〇〇〇株は、X及びBによって、持分各二分の二で準共有されて

いる（以下「本件準共有株式」という）。

Y社は、平成二二年一月九日付のX宛に発せられた「臨時株主総会のご案内」なる書面により、同月一日にY社の臨時株主総会（以下「本件総会」という）を開催する旨をXに通知した。これに対し、Xは、同月一日付通知書により、Y社に対し、本件総会には都合により出席できない旨及び同月一日に本件総会を開催しても無効である旨を伝えた。他方で、Y社の使者であるE（Xの主張によるとAの実兄）は、同月八日にB方を訪れ、口頭で、本件総会の日時、場所及び会議の目的事項を伝えた。この際に、Bは、「Eを代理人と定め、本件総会に出席して、議決権を行使する一切の権限を委任する」旨の委任状を作成し、Eに交付した。XB間で、本件総会での本件準共有株式の議決権の行使について、協議は何ら行われなかった。

Y社は、同月一日に、議長をCとして本件総会を開催

した。本件準共有株式について、会社法一〇六条本文所定の権利行使者の指定及び通知はなかったが、Y社はBが代理人Eを介して本件準共有株式の全部について議決権を行使することを認め、Eは本件各決議に賛成した（以下「本件議決権行使」という）。Xは本件総会に欠席し、委任状も提出しなかった。こうして、①Dを取締役として選任する旨の決議、②Dを代表取締役として選任する旨の決議並びに③本店の所在地を変更する旨の定款変更の決議及び本店を移転する旨の決議がされた（以下「本件各決議」という）。なお、Cもその保有する一〇〇〇株について、本件総会で議決権の行使をした（上告受理申立て理由第七〔資料版商事法務三八〇号一三四頁参照〕は、Cは本件各決議に賛成した、としている）。

Xは、会社法八三一条一項一号の事由があることを理由に、本件各決議の取消しを求める本件訴訟を提起した。本件訴訟では、同法一〇六条本文所定の指定及び通知を欠いたままされた本件議決権行使が、Y社の同意（同条ただし書）により適法なものとなるか否かが、主に争われた。

第一審（横浜地川崎支判平成二四・六・二二民集六九巻一号三八頁）は、Y社の同意があったので、Bは本件準共有株式の全部につき議決権を行使することができるとして、Xの請求を棄却したが、原審（東京高判平成二四・一一・二八同四七頁）は、本件準共有株式の議決権行使についてXB間で何ら協議が行われておらず意思統一も図られてい

ないときは、Y社の同意があっても、Bが本件準共有株式の全部について議決権を行使したの是不適法である、として、第一審判決を取り消してXの請求を認容した。そこでY社が上告受理申立てをした。

【判旨】

上告棄却（原審判決を結論において是認）。

「五 会社法一〇六条本文……は、共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」（同法二六四条ただし書）を設けたものと解される。その上で、会社法一〇六条ただし書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合、この限りでない。」と規定しているのであって、これは、その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される。そうすると、共有に属する株式について会社法一〇六条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社が同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではないと解するのが相当である。

そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、

当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法二五二条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。

六 これを本件についてみると、本件議決権行使は会社法一〇六条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたままされたものであるところ、本件議決権行使の対象となつた議案……が可決されることにより直ちに本件準共有株式が処分され、又はその内容が変更されるなどの特段の事情は認められないから、本件議決権行使は、本件準共有株式の管理に関する行為として、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものといふべきである。

そして、前記事実関係によれば、本件議決権行使をしたBは本件準共有株式について二分の一の持分を有するにすぎず、また、残余の二分の一の持分を有するXが本件議決権行使に同意していないことは明らかである。そうすると本件議決権行使は、各共有者の持分の価格に従いその過半数で決せられているものとはいえず、民法の共有に関する規定に従つたものではないから、Y社がこれに同意しても、適法となるものではない。」

【評 釈】

一 本判決の意義

本判決は、旧商法二〇三条を母体として規定された会社法一〇六条につき、平成一七年の会社法制定の際に新たに加えられたたし書の意義を説示した初めての最高裁判決である。同条が問題となるのは、中小企業の支配株式の共同相続ケースがほとんどであり（江頭憲治郎＝中村直人編著『論点体系会社法1』二六五頁（江頭憲治郎）、特にそのようなケースにおいて、本判決のもつ意義は大きい。

本判決の判旨はやや複雑であるが、要するに、準共有株式について、同条本文所定の指定及び通知がないにもかかわらず、その権利行使が有効であるためには、準共有者の一人がした権利行使につき会社が同意する（同条ただし書）だけでは足りず、その権利行使が管理行為（民法二五二条本文）に該当する場合であれば、準共有者の持分の価格に従いその過半数で決せられたものであることも必要である、ということである。同様にして、その権利行使が変更行為（民法二五一条）にあたる場合には、会社の同意に加えて準共有者の全員の同意がないと有効な権利行使とならず、また保存行為（民法二五二条ただし書）にあたる場合には、会社の同意があれば各準共有者が単独で有効に権利行使できることになろう。議決権の行使に話を限定すると、ある議案についての議決権の行使が保存行為とされる

ことは考えづらいと思われ（判旨に保存行為を念頭に置いた記述がないのは、そのせいであろうか）、判旨はそのことを前提にして、議決権の行使は原則として管理行為であり、「議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなどの特段の事情」があれば変更行為になる、と考えているものと思われる。

以下では、本判決につき民法（とりわけ相続法）の観点から若干のコメントを加える。なお、死亡した株主について、相続人が誰か、有効な遺言を残していたかどうか、を会社が確実に知ることは、一般的にみれば容易ではないが（会社法一三〇条にいう「譲渡」に相続による移転が含まれるか否かに関する論争もこの点に関わる。伊藤靖史ほか『事例で考える会社法（第二版）』一一六頁以下〔田中亘〕など参照）、本件のような中小同族会社の内部紛争に関する限り、それらの点の認識は当事者間で一致するケースが比較的多いと思われるので、それらの点を知るのが容易でないことに由来する問題点は、一切捨象する。

二 当然分割説の否定

民法の観点からは、本件準共有株式が、Aの相続開始と同時にAの相続人間で相続分に応じて当然に分割されるものではない（つまり、金銭債権などが当然分割されるのは異なる）とされた点が、注目される。もっとも、この点は、最判昭和四五・一・二二民集二四卷一号一頁以来の判

例法理であり、近時、最判平成二六・二・二五民集六八卷二号一七三頁でその旨が確認されたばかりである。

学説では、株式についても当然分割説が妥当であるとすると説が、少数ながら有力に主張されている（出口正義「株式の共同相続と商法二〇三条二項の適用に関する一考察」筑波法政一二期六七頁、伊藤ほか・前掲書一一九頁〔田中亘〕、山下友信編『会社法コンメンタール第三卷』四二頁〔上村達男〕）。この主張には次のような背景がある。それは、本件のような事例において、準共有者の全員一致や、そこまでいなくても準共有者間での何らかの実質的な協議がない限り、会社が同意しても準共有株式について有効に議決権を行使できることはない、とすると、中小企業の大株主が死亡し相続人間で深刻な対立がある場合に、遺産分割の成立まではおよそ議決ができないことになり、会社の運営に支障をきたす、という事情である。

本判決は、当然分割説を斥けて準共有説を維持する、という前提のもとではあるが、このような実務上の要請にも一定の配慮を示しているように思われる。判旨は確かに実質的な要因に一切言及していない。しかし、一方で、準共有株式の議決権行使について準共有者間で何らかの協議が必要である（本件原審の立場）とすると会社の運営に支障をきたし、他方で、会社は準共有者のうちの誰かを恣意的に選んで準共有株式全部についての議決権行使を認めることができる（本件第一審の立場）とするならば「会社側

に事実上権利行使者の指定の権限を認めるに等しく、相当とはいえない」（本件原審、民集四九頁）。そこで本判決は、会社の同意に加えて、（管理行為に該当する場合には）準共有者の持分の過半数が賛同する、という要件も課し、以て両者の中間点を狙った、とみることもできる。この点で、本判決は、旧商法二〇三条二項（会社法一〇六条本文）の権利行使者は準共有者の持分の過半数によって決することができるとした最判平成九・一・二八判時一五九九号一三九頁が、その理由として、全員一致を要するとすると会社の運営に支障をきたすおそれがある点を挙げているのと、相通ずる面をもつ。

三 議決権の不統一行使の可能性

当然分割説と趣旨を一にして、伊藤ほか・前掲書二二三頁以下（田中亘）は、被相続人所有の株式は相続開始と同時に相続人間で当然に分割されるのではないとしても、準共有株式に基づき議決権を行使する局面では、議決権の不統一行使を会社は拒むことができず（会社法三一一三条三項）、その結果、当然分割されたとした場合と同じ株式数につき、各準共有者に単独での議決権行使が認められることになる、という。もっとも、株式の準共有者が、他の準共有者「のために株式を有する者」（同条同項）に該当するかには争いがある（江頭憲治郎『株式会社法（第六版）』三三九頁は、該当するという）。実際、本件において

Bが、自分のために一〇〇〇株保有しており、かつXのために別の一〇〇〇株を保有している、と考えることは、本件準共有株式二〇〇〇株をXとBが準共有しているという前提と矛盾するように思われる。

なお、上告受理申立て理由第五以下（資料版商事法務三八〇号一三三頁）では、本件各決議が有効である理由として、本件総会でのBの議決権行使は、本件準共有株式のうちBの持分二分の一に相当する一〇〇〇株についての議決権行使とみることができ、そうすると、本件各決議は、本件各決議に賛成する旨のCの議決権行使とあわせて、三〇〇〇株中二〇〇〇株の賛同を受けているとみることができ、との予備的主張がなされていた。しかし、この主張は上告受理決定の際に排除された（ゆえに民集には掲載されていない）。そのことにとどのような意義を認めるかにもよるが（現行の上告制度の制度趣旨につき、高橋宏志『重点講義民事訴訟法（第二版補訂版）』六七〇頁など参照）、仮にこの主張が認められるとすれば、③を除く本件各決議の決議要件は満たされずであり（定款変更決議の決議要件が満たされないことにつき、福島・後掲本判決評釈七頁注一一参照）、よってその限りで本件訴えは裁量棄却（会社法八三一条二項）されるべきであったとも思われるところ、本判決は本件各決議を取り消すべきであるという結論を出している。この点をも勘案するならば、本判決は、議決権の不統一行使という手法で、議決権行使の局面で当

然分割説と同一の帰結を認める、という可能性も否定しているともみるべきであろう（もつとも、伊藤ほか・前掲書一三四頁〔田中亘〕は、本判決はそこまで判断していないとする）。

四 準共有者間での協議の必要性

本判決を右のように解するならば、最判平成一一・二・一四判時一六九九号一五六頁は会社法一〇六条ただし書の付加によって否定されたのか、という周知の論点には、議決権の行使に関する限りで、こう答えることになる。すなわち、準共有株式に基づく議決権の行使は統一的去る必要があるという点は、会社法の制定前後で変わらない。しかし、議案への賛否を、準共有者の全員一致でなくとも、（管理行為にあたる場合）持分の過半数によって、有効に決定できるとした点では、会社法制定により変わった。

もつとも、持分の過半数によって有効に決定できる、というときに、過半数の準共有株主を集めさえすれば、対立派との協議はしなくてもよいのかどうかまでは、そもそも過半数の賛同がないという事例を扱う本判決からは、明らかでない（同旨、林・後掲本判決評釈四頁、川島・後掲本判決評釈三八頁。なお、岩淵・後掲本判決評釈一一七頁は、協議は必要でないとし、その根拠として、民法の共有のルールにおいて管理行為を行う上で協議等は必要とされていないことを挙げる。しかし、同評釈注二〇において一つ

の学説しか引用されていないことが示唆するように、民法上、その点は必ずしも明確ではないといわざるを得ない）。

五 企業経営の継続性への配慮

相続財産を構成する個々の財産については、「それは被相続人のものであったがゆえにかれの属する家のものでもあり、したがって相続人のものである」という意識に由来するのだろうか、定かでないが、とにかく、相続開始と同時に直ちに相続人が恣意的に権利行使できるものになるのだと理解されている。しかし、仮にそのように考えない場合には（拙稿「相続財産の性質論再考」私法七七号二〇三頁参照）、遺産を承継する資格を有する者たちや相続債権者たちの利害と切り離されたものとして、遺産分割が成立するまでのあいだ「遺産それ自体」の価値を維持する必要があるだろう。

この観点から注目されるのは、大阪高判平成二〇・一一・二八判時二〇三七号一三七頁である。この事件では、Pが創始したY株式会社につき、Pの三人娘のうちの一人Rが取締役、Rの夫であるS（Pの養子にもなっている）が代表取締役となつて順調に経営が承継されていたところ（SとRがそれぞれY社の代表取締役、取締役になつてから、一〇年以上が経過していた）、Pが無遺言で死亡し、その二か月後にPの妻Qも死亡し、しかもQは、R以外の娘であるX₁及びX₂の二名（以下「Xら」という）に、全遺

産を各二分の一の割合で「相続させる」旨を遺言していた（Qは、PからQが相続したY社の株式がこの遺言処分の対象となるという事態を想定していなかったように見受けられる）。P及びQの遺産分割は未だ成立していない。このため、Pが保有していたY社株式（X₁、X₂、R、Sにより準共有。以下「本件株式」という）について、P及びQの死亡後はXらが過半数の持分を有する（したがって、前掲最判平成九・一・二八によれば権利行使者を有効に指定することができる）こととなり、これに、Qが有していたY社株式や、Xらがもともと持っていたY社株式を合わせると、Xらが四〇〇株差（発行済総株式数は三万株）で、R・S派を上回る議決権を有することになった。Sが代表取締役として招集したY社の定時株主総会の前に、Xらは、本件株式につき、X₂を権利行使者とするを、実質的な協議なく指定しその旨をY社に通知したが、議長Sは本件株式に基づく議決権行使を認めず、こうして、同総会では、取締役会決議に基づきY社が提出した議案（決算の承認、役員の新任などに関するもの）が可決され、Xら提出の議案は否決された。そこで、Xらは、右の可決決議の取消しを求める訴えを提起したところ、第一審はXらの請求を認めしたが、高裁はXらの請求を棄却した（その後、上告不受理決定がされ、高裁の判断のまま確定した）。

同判決の結論に反対する判例評釈は見当たらないが、そのことには、Xらの行為態様（Qの死亡の四か月後にXら

の招集請求に基づき開催された前年の臨時株主総会において、Xらが提出した取締役の選任・解任に関する議案が否決されたにもかかわらず、それが可決されたかのような議事録を作成したうえで役員変更の登記の申請をしたが、それが発覚し、登記されるには至らなかった、という前哨戦があった）、XらはY社の経営に直接関与したことがないこと（X₂がY社の監査役であったにとどまる）、さらには、同訴訟と並行しておこなわれている、Pの遺産についての遺産分割審判手続において、第一審（同判決第一審と同判決とのあいだに出された）は、本件株式についてRとSに1・1の割合で分割すべきだと判断したこと（もつとも、Xらは即時抗告し、同判決時点では確定していない）、といった諸事情が大きく寄与していることは間違いない。

さて、同判決は、会社法一〇六条に基づく準共有株式の権利行使者の指定を、真摯な協議を経ずにおこなっても、指定の効力は生じない旨を述べたものとして、しばしば紹介されている。しかし、同判決をよく見ると、R・S派が自発的にY社の経営権を放棄するならばともかく、そうでない限り、実際にどれほど真摯な協議がされようとも、XらがY社の経営権を掌握しようとする試みはおおよそ容認しない、という態度が同判決には鮮明である。そして、その際に重要な考慮要因として同判決が挙げているのが、共同相続人による株式の準共有状態は、遺産分割が成立するまでの一時的ないし暫定的状態にすぎない、という点である。

つまり、発行済み株式の相当部分を被相続人が有していたところの会社が、経営権争いの混乱に巻き込まれると、会社自体の価値が毀損され、ひいては遺産全体の価値も毀損される、したがって遺産分割手続中は、その会社の経営の継続性の確保を原則とすべきである、という意味を本判決から汲み取ることができるようと思われる。

翻って、この考え方を本件事案にあてはめるとどうなるだろうか。評者が本判決の訴訟資料にあたった限りでは、原審は認定していないが次のような事情があるように見受けられた（吉川・後掲本件原審評釈三九頁での指摘を包含する）。(1) Aの第一順位の相続人は、妻Cと、AC間の二人の子らであったが、いずれも相続放棄し、またAの兄であるEも相続放棄したため、BXの二名が相続人となった。相続放棄がされた理由は、おそらく、Y社の借入金債務の負担が重い点にある。(2) Cは昭和六二年からY社の取締役であった。(3) AはY社とは別の会社を経営しており、その会社については、Xの意向を受けた者が、さしたる混乱もなく経営権を掌握するに至っている。(4) DはEの妻の兄であり、本件総会で初めて取締役に選任された。Dの住所はEのそれと同じであり（同地には集合住宅が建っているようであり、フロアは異なるのかもしれない）、また、そのほど近くに、本件決議③に係るY社の新本店所在地がある。こうして、Xと右の別会社との結合と、C、E及びY社の結合との尖锐な対立が生じている。(5) Cも本件各決議

に賛成した。(6) Xは、Y社の有する不動産（東京都二三区内の鉄道駅近くの土地を含む）を「有効活用」する計画を有している。(7) A死亡時においてY社に青果店としての経営実態がどれほどあったのかは疑わしい。

これらの事情もあわせて考えてみると、一方で、以前からY社の取締役であったCを取り込む形で本件各決議がなされており、このことは、本件各決議の効力を維持すべき方向に働く大きな要素であるようにも見える。しかし、新たな代表取締役の選任や本店所在地の移転の議案は、現状に対する大きな変更の提案であり、この点は、前掲大阪高判平成二〇・一一・二八の事案において、役員を再任する（継続性を維持する）議案が会社から提出されていたのとは大きく異なる。他方で、Y社に青果店としての経営実態がどれほどあったのかは疑わしい点（この点も、前掲大阪高判平成二〇・一一・二八の事案と大きく異なる）に鑑みると、Y社の価値はY社所有の不動産の価値に全面的に依存しているように思われ、そうだとするならば、Y社の経営が「デッドロック状態」のままであっても、遺産分割成立までは遺産全体の価値を保存すべきという方針に反するものではない。むしろ、遺産分割前の処理としては、新代表取締役としてDを送り込むとともに本店所在地を変更しようとしたC=E=Y社の側を、現状を抜き打ち的に変更しようとしたものとして糾弾し（本件総会のXへの招集通知が開催予定日のわずか二日前にされていることも参照）、

本件各決議の取消しを認める、という結論も十分正当であるように思われる。

なお、以上述べたことは、遺産分割前の処理としてどうすべきか、ということであり、最終的にどう遺産分割すべきかはまた別の問題である。この点について最後に一言しておく、(これも事実認定されていないが、評者が訴訟資料を閲覧した限りでは) いまはX側が経営権を掌握している前記別会社が、Y社所有の建物を賃借しており、そこでY社から立ち退きの請求がなされている、というような泥仕合が両社間に存在するようであった。この点にも鑑みると、両社の経営権が分離することは避けるべきであるように思われ、そうすると、遺産分割が裁判によって最終解決されることになった場合には、平穏な承継がなされたらしい前記別会社の経営権に合わせる形で、Y社の経営権もX側に与える、という解決が本件事案においては望ましいようにも感じられた。

*本判決の評釈として、判時二二五七号一〇六頁ほかに掲載の匿名コメントのほか、次のものがある。大塚和成・銀法五九巻五号六七頁、弥永真生・ジュリ一四八〇号二頁、川島こづみ・Monthly Report 七七号三〇頁、林孝宗・TKC WatchNo.77、青竹正一・商事二〇七三号一八頁、福島洋尚・金判一四七〇号二頁、鳥山恭一・法セミ七七号一一九頁、中村信男・ひろば六八巻九号五三頁、藤原俊雄・金判一四八〇号一四頁、岩淵重広・同志社法学六七巻七号一〇

五頁、原弘明・近畿大学法学六三巻二号一二三頁、鳥山恭一・リマークス五二号九八頁、志谷匡史・法教四二六号別冊判例セレクト〔II〕一六頁。

また本件原審判決の評釈として、次のものがある。鳥山恭一・法セミ七〇五号一一頁、石毛和夫・銀法五七巻一一二号六一頁、中村信男・Monthly Report 五八号一一頁、弥永真生・ジュリ一四六〇号二頁、藤原俊雄・速報判例解説一四号商法583、玉井利幸・法教四〇二号別冊判例セレクト二〇一三(II)一五頁、加藤貴仁・ジュリ一四六六号一〇六頁、吉川信将・法学研究(慶應義塾大学)八七巻四号三一頁、柴田和史・リマークス四九号八二頁、梅村悠・ジュリ一四六九号一〇八頁、林孝宗・早稲田法学八九巻四号一八一頁、山下真弘・金判一四四七号一六頁、中村信男・早稲田商学四三九号三四一頁、来住野究・法学研究(明治学院大学)九七号一〇七頁。

*本評釈は、ジュリスト一四九二号(平成二七年度重要判例解説)に民法3事件として掲載予定の原稿の完全版である。同号に、商法1事件としても、松元暢子教授(学習院大学)による本判決評釈が掲載されることになっているが、松元教授には同評釈のゲラの閲覧をご快諾いただいた。また、脇田将典助教(東京大学)は、若干の資料を提供して下さい、また、本稿の草稿に目を通した上で、いくつかの有益な指摘をして下さった(脇田助教による本判決評釈も、いずれ法学協会雑誌の「最高裁判所民事判例研究」欄に掲載される予定である)。記して感謝申し上げます。もとより、本稿に含まれる誤りはすべて評者の責任に属する。

《判例研究》

○ なお、本稿は、科学研究費補助金（研究課題番号二七三〇〇七）による研究の成果の一部である。